

厚生労働大臣の定める掲示事項

I 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

II 入院基本料に関する事項

当院では、1日の入院患者人数に対する看護職員を以下の通り配置し、交代で24時間看護を行っています。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。また、病棟ごとの配置人数は、病棟に掲示しております。

	看護職員	看護補助者および介護職員
回復期リハビリテーション病棟	入院患者13人に1人 (看護職員の70%以上が看護師)	入院患者30人に1人
療養病棟	入院患者20人に1人 (看護職員の20%以上が看護師)	入院患者20人に1人
緩和ケア病棟	入院患者7人に1人	-

III 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

「[病院概要](#)」をご参照ください。

IV 入院時食事療養に関する事項

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

【食費】

所得区分		食費
70歳未満	70歳以上	
区分ア	現役並みⅢ	1食につき550円
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
指定難病患者（区分ア～エ）	指定難病患者（現Ⅲ～一般）	1食につき330円
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき270円
指定難病患者（区分オ）	指定難病患者（低所得Ⅱ） 過去1年間の入院期間が90日以内	
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき220円
指定難病患者（区分オ）	指定難病患者（低所得Ⅱ） 過去1年間の入院期間が90日超	
	低所得Ⅰ	1食につき130円

【居住費】

65歳以上の方	1日あたり430円
---------	-----------

V 明細書の発行状況に関する事項

当院では、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

VI 保険外負担に関する事項

1) 特別療養環境の提供

下記「特別療養環境室一覧」をご参照ください。

室料（税込）※1日あたり

	特床室	1人部屋 (トイレ有)	1人部屋 (トイレ無)	1人部屋 (緩和ケア)	2人部屋
緩和ケア病棟	18,700円	-	-	13,200円	-
療養病棟（医療）	16,500円	11,000円	8,800円	-	5,500円
回復期リハビリテーション病棟	16,500円	11,000円	-	-	5,500円

※3人部屋以上については室料差額をいただいております。

2) 診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

下記「保険外負担に係る一覧及び選定療養対象外一覧」をご参照ください。

(1) オムツ等料金	
オムツ代	238円
尿取りパッド1枚	46円
リハビリパンツ:M	132円
リハビリパンツ:L	143円
リハビリパンツ:LL	154円
リハビリパンツ:S	121円

(2) 文書料	
証明書	1,100円
当院診断書	3,300円
診療情報提供書	3,300円
診断書、障害生命保険証明書	5,500円
後遺障害診断書	7,700円
身体障害者診断書	11,000円
死亡診断書	7,700円
(2通目以降は11,000円)	
保険会社宛 診断書	11,000円
保険会社面談料	11,000円
自賠責診断書	5,500円
自賠責明細書	2,200円

(3) カルテ開示に係る診療記録等複写	
カルテ開示手数料	5,500円
カルテ開示に係る診療記録等複写	22円
(カラー)	44円

(4) エンゼルケア	
エンゼルケア	11,000円
浴衣	3,300円

(5) レントゲン画像・CD・DVD作成料	
レントゲン画像・CD・DVD作成料	550円
フィルム複写料	550円

(6) 予防接種料	
肺炎球菌ワクチン	8,800円
インフルエンザワクチン	4,400円

(7) 選定療養	
脳血管疾患等リハビリテーション科 I	2,450円
廃用症候群リハビリテーション科 I	1,800円
運動器リハビリテーション科 I	1,850円

Ⅶ 電子的診療情報連携体制整備加算について

オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

医療 DX を活用し、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

受付窓口を設置しているカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、スムーズに医療保健の資格確認ができ、受付手続きもスムーズになります。

マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

Ⅷ 医薬品の一般名処方について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をそのままお薬名とした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名での処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。